

平成21年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 平成21年5月22日(金)
開会 午前9時59分 閉会 午前11時16分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 研修室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 宮 田 清 蔵
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席職員 教 育 長 職 務 代 理 者
(教 育 部 長) 高 根 和 孝
教 育 部 特 命 担 当 部 長 二 谷 保 夫
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 櫻 井 勉
学 校 運 営 課 長 山 本 一 彦
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 指 導 課 長 前 島 正 明
教 育 相 談 担 当 課 長 南 里 由 美 子
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
指 導 主 事 山 縣 弘 典
指 導 主 事 西 川 幸 延
教 育 部 参 与 兼 社 会 教 育 課 長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
教 育 部 参 与 兼 図 書 館 長 小 池 博
教 育 部 主 幹 (公 民 館) 山 本 茂
教 育 部 主 幹 (図 書 館) 奈 良 登 喜 江
- 7 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 清 水 達 美
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 相 澤 潤 子
- 8 傍聴人 0人

平成21年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 平成21年5月22日(金) 午前10時00分から

会 場 保谷庁舎4階 研修室

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第30号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について
- 第3 議案第31号 西東京市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務等に関する規則の一部を改正する規則
- 第4 議案第32号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則
- 第5 協議事項 新型インフルエンザへの対策について
- 第6 報告事項
 - (1) 平成20年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況
 - (2) 平成20年度教育相談状況
 - (3) 平成20年度公民館事業実績報告について
 - (4) 平成20年度図書館事業実績報告について
 - (5) 平成20年度菅平少年自然の家事業実績報告について
- 第7 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 5 回定例会
(5 月 2 2 日)

午 前 9 時 5 9 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成21年西東京市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2の前に、本日の議事進行についてお諮りいたします。日程第2から日程第4の議案につきましては、改正の根拠法令が同じでありますので、一括して審議したいと思いますが、これに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第30号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、日程第3 議案第31号 西東京市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務等に関する規則の一部を改正する規則、日程第4 議案第32号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

高根教育部長 それでは、議案第30号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

学校保健法等の一部を改正する法律が本年4月1日より施行され、学校保健法の題名が改正されたことにより、規程の整備を行うとともに、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、議案第31号 西東京市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務等に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明申し上げます。

議案第30号と同様に、学校保健法等の一部を改正する法律が本年4月1日より施行され、学校保健法の題名が改正されたことにより、規則の整備を行うとともに、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、議案第32号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの議案第31号と同様に、学校保健法等の一部を改正する法律が施行され、学校保健法の題名が改正されたこと、及び、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則が制定されたことにより、規則の整備を行うとともに、文言の整理を行う必要があり、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

前島教育指導課長 それでは、議案第32号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、につきまして、教育部長に補足して説明させていただきます。

先ほど、教育部長のほうから、法改正があった一部によって条文等の手直しをしたというようなところがございましたが、それ以外に、議案第32号につきましては、これらの規則

の整備や文言の整理を行う中で、健康診断につきましては、現在行われている検査内容となるように、健康診断の種類や検査項目につきましても精査し、文言の修正や文言の追加、削除をいたしました。

お手元の議案第32号の資料の4ページ目に別表がございます。別表第1のところを見ていただければ、左側に改正後の健康診断の種類や検査項目、右側に現行の検査項目等が書いてございます。このように、検査項目や種類について修正を加えたところがございますので、追加させていただきます。

以上が説明でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第30号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第31号 西東京市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務等に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第32号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 協議事項 新型インフルエンザへの対策について、を議題といたします。教育部長から協議事項についての説明を求めます。

高根教育部長 それでは、私のほうから、新型インフルエンザへの対策について、御説明申し上げます。

新型インフルエンザへの対応につきましては、WHOが警戒水準をフェーズ4に引き上げました先月末の時点から本格的な対応を始めております。この間、児童・生徒、保護者への注意喚起や臨時の校長会の開催、また、校長への研修等々を行っております。さらに、各学校には対策用としまして3万枚のマスクの手配をしており、そのうち1万2,000枚ほどが既に納品済みでございます。また、消毒薬、ゴーグル等各種備品の手配もしているところでございます。しかしながら、国内における感染が急速に広がり、感染者も290名を超え、都内におきましても、感染者が発生する事態等の状況を踏まえ、新たな対応に迫られているというのが現状でございます。

そこで、新型インフルエンザの対策につきまして、早急に対応すべき課題が2点ございます。恐れ入ります。お手元の資料を御覧ください。まず1点目は、市立中学校における修学旅行への対応でございます。2点目は、1枚めくっていただきまして、市内において新型イ

ンフルエンザが発生した場合等の臨時休業の取り扱いでございます。

まず初めに、1点目の修学旅行への対応でございますが、資料を3枚おめくりいただきますと、本年度の市立中学校の修学旅行の予定表がA4の横判で付いてございます。この表にございますように、これから出発予定の8校のうち6校が来月に京都・奈良方面を予定しているところでございます。御承知のように、関西方面では新型インフルエンザの感染例が多く、昨日、京都市におきましても感染が確認されたところでございます。

修学旅行につきましては、都教委から対応について指示が出ております。お手元の資料を1枚戻していただきますと、「新型インフルエンザ発生に伴う対応について(第9報)」という通知がございます。ここにおきまして、修学旅行等への対応につきましては、「行き先の道府県において、新型インフルエンザの発生に伴う学校の臨時休校を実施している場合には、中止、延期又は行き先の変更等の措置をとること。」というふうに書かれてございます。現時点で、京都・奈良におきまして、公立学校の臨時休校は実施されていないと聞いておりますが、臨時休校の可能性は非常に高いと言わざるを得ません。そのため、教育委員会として一定の措置を講じる必要があると判断したものでございます。

措置の内容でございますが、恐れ入ります。最初のページに戻っていただきまして、今後、京都・奈良方面を予定している修学旅行については、以下のような措置を講じる。

1点目といたしまして、「今後6月末までに出発を予定している京都・奈良方面への修学旅行は延期する。」

2点目といたしまして、「延期後の日程、方面については各学校長の判断にゆだねる。ただし、延期後の日程は7月12日以降とする。」この7月12日以降ということでございますが、これは、新型インフルエンザのいわゆるパンデミック期が8週間と言われておりまして、神戸で国内での最初の発症例が出たときから勘案しますと、この8週間後というのが7月12日以降になると、そういうことでございます。また、延期後の日程が夏季休業にかかる場合は教育委員会と事前に調整すること。

3点目といたしまして、「延期後の旅行費用については、できるだけ追加の保護者負担を生じさせないよう、旅行代理店と調整すること。」

4点目といたしまして、「諸般の事情によりやむを得ず中止する場合の違約金等の処理に関しては教育委員会と調整すること。」

そして、最後でございますが、「今回の措置に関し、保護者に十分な説明を行うこと。」というものでございます。

続きまして、2点目といたしまして、1枚おめくりいただいて、臨時休業等のガイドラインについてでございます。

都内でも感染者が発生したことを受けまして、万が一に備えて臨時休業等のガイドラインを設けておく必要があると思っております。市の新型インフルエンザ対応マニュアルでは、学校の取り扱いにつきましては都教委のマニュアルに準ずるということになってございます。しかしながら、都教委のマニュアルはいわゆる強毒性の鳥インフルエンザを想定して作成しているため、都内で1人でも感染者が出た場合には都内全校を休業するという扱いになってございます。今回は弱毒性のいわゆる豚インフルエンザということもあり、都教委におきま

しても、このマニュアルの運用に当たって柔軟な対応をしているところがございます。そのため、万が一に備えまして、当市においても教育委員会としてガイドラインを設けるものがございます。

内容でございますが、学校を休業する場合の条件及び形態でございますが、市内で感染者が発生した場合には全小・中学校を直ちに休業といたします。その場合は児童・生徒を即時下校させる。臨時休業期間は1週間とするものがございます。

続きまして、隣接自治体で感染者が発生した場合でございます。この場合は、原則として全小・中学校を休業とするものがございます。臨時休業期間は1週間とするものがございます。

また、3点目といたしまして、東京都教育委員会から休業の要請があった場合でございます。これにつきましては、東京都教育委員会と協議・調整の上で決定するというものがございます。

臨時休業期間を1週間といたすところにつきましては、国におきましても健康監視の期間を7日間としているということ踏まえたものがございます。

詳しくは、このお手元の資料でございます文部科学省からの通知を後ほど御参照いただければと思います。

申すまでもないことでございますが、休業期間中の児童・生徒の健康管理、学習面への対応につきましては万全を期す考えでございます。

続きまして、(2)の図書館・公民館を休館する場合、菅平少年自然の家、それと、西原総合教育施設等の休館でございますが、現在、市におきまして危機管理対策本部を立ち上げまして、市の施設の取り扱いについて市全体で検討している状況でございます。したがって、これらの施設につきましては市の危機管理対策本部の決定によるものがございます。

また、スポーツセンター等のスポーツ施設につきましては、現在、指定管理者にお願いしておりますので、そちらと十分協議の上、判断をしたいと考えてございます。

この件に関しまして、保護者、市民への周知につきましては十分な対応をする予定でございます。

また、今回のこの対応を御承認いただきましたならば、直ちに市の危機管理対策本部のほうに報告をいたしまして、全庁的なバックアップ体制をとりたいと考えているところがございます。

なお、今回の新型インフルエンザの対応につきましては、国におきましても見直しを検討しているとの報道がございますので、国、東京都等の対応や指示が今後変わる場合が予想されます。そのため、今後、状況が変化した場合には、急遽本ガイドラインと異なる対応を行うことも考えられます。また、休業の延長ということも考えられます。そのような場合には、時間等の関係もございますので、恐縮でございますが、対応につきましては事務局に御一任いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

竹尾委員長 ただいま、協議事項につきまして、新型インフルエンザへの対策でございます

が、それについての説明が終わりました。これより質疑及び委員の方々との協議に入りたいと思います。

宮田委員 基本的には私はこれで結構だと思いますが、例えば、臨時休業は1週間で済むのか。また2例、3例出てきたら、もう少し長期に休まなければいけないというようなことが出てくる可能性、そういうことがないことを願っておりますが、可能性が出てまいります。そういったときには、今度は、保護者の方々は、まずは健康第一ですけれども、勉学のことと同時に気になるころだというふうに考えられます。ですから、教材をどういうふうにサポートして子どもたちが学べるようにするかというような措置の問題です。例えば、宅配便を使ってうまくそれぞれの家庭に教材を配付するとか、先生が回って行くとかえってまずい場合もありますけれども、そういったような勉強の問題です。それから、休んだところのコンペンセーションといいますか、代替のよく、代替休日というのは、たくさんの運動会等で月曜日は休みとなるんですが、代替の登校日というのをやっぱりつくるべきだと私は考えておまして、その場合には、夏休みに一部ないしは冬季休暇を短縮して、学習をそれぞれの子どもたちにしてもらおうということも極めて重要だと思っております。そういうことに関する御意見はいかがでしょうか。

前島教育指導課長 それでは、まず、2点についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、休業期間中に子どもたちの学習補償をどうするのかということで、これは、もう既に臨時の校長会でも、そういった事態が起こることが予想されるので、とりあえず1週間分の教材はすぐに子どもたちに提示できるような準備を各学校をお願いしているところでございます。また、昨日ですが、各学校に対して、家庭での過ごし方と、あと、学習課題の一覧表や、あるいは、学習や健康の記録、そして、保護者の方に対して各学校が通知ができるような見本を各学校にお示ししたところでございます。そこでは、各学校で子どもたちや家庭に対して学習課題をきちんと提示ができるように、あと、通知の中には、学校からは、電話連絡や学校のホームページなどでその都度いろいろ情報を伝えたり、学校のウェブページに学習課題を提示したり、場合によっては各戸配付というんですか、接触するのはまずいんですけど、ポストに教職員が家庭訪問して、インターネットの環境のない御家庭については配付をするということの措置をとっていただくようお願いしているところでございます。そのために、各家庭がどういうふうに情報を入手できるか、その環境について今調べていただいているところでございます。そういったことにつきましては、手配をしているんですが、まだまだ至らないところがあるので、今、委員の御指摘いただいたことにつきまして、また校長を通して各学校で対応していただくようお願いしたいと思っております。

学習については以上でございます。

高根教育部長 2点目の代替登校日等への対応の件でございますが、この御意見を踏まえまして、各学校と十分調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 その今の2点目のことについては私からも是非。学校とは登校するということの皆さん、登校日をどれだけ、学校へ何日行かなきゃいけないということを普段よく強調されておりますので、こういうときだけはよいことにしちゃうということのないように、

検討し、実施していただきたいなと思います。

ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 意見ですけれども、最低1週間ということですが、2例、3例出たときには1週間では済まないわけで、その間、学校のほうから適正な教材を配付したりすることになりますが、ただ、やっぱり学力の面では心配な点がありますので、休業期間に相当する期間、夏休み、冬休み、春休みに充てるということが大事だと思っています。

竹尾委員長 今の御意見でございますが、事務局のほうから、それに対する何か御意見はございますか。 よろしゅうございますか。

ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 先ほど、教育指導課長さんが、例えば、教材を先生方に配付してもらおうというようなことをおっしゃったかと思うんですが、それは、家庭の状況を把握するという目的があるならともかく、そうでない場合はできるだけ郵便とか宅配便とか、資金を何万円も出すのは問題かもしれませんが、そういう手段を使ってやったほうがよろしいんじゃないかと。あと、実際に子どもたちがいるかどうか、家庭でちゃんと待機といたしますか、勉強しているかというような意味合いで、電話を使うとか。というのは、先生方もまた家庭をお持ちのケースがあって、子どもさんとかいろいろあると思うので、必ずしも学校に来て、そこからまたそれぞれの場所に行くというようなことでなくても場合によればよろしい可能性もあるのではないかと考えています。家からちゃんと子どもたちを掌握するという部分があってもよろしいかなというふうに思いますので、そういう勤務形態を含めたことも考えてあげて、そして、インフルエンザが蔓延しないような措置で、しかも、学力を落とさない方法は何かということのを是非お考えいただきたいというふうに思います。

高根教育部長 それでは、児童・生徒、それから、保護者への連絡につきまして、電話、郵便、宅配便の活用等につきまして御意見をいただきました。この御意見を十分参考にさせていただいて、学校側と調整をとりたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに意見はございませんか。 協議を終結します。

なお、この際、2の新型インフルエンザ感染拡大により西東京市立小中学校等を臨時休業（休館）する場合のガイドラインについて（案）の文中、ただし書き以下の対処につきましては、教育長職務代理者に一任したいと思います。

これより協議事項を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、協議事項 新型インフルエンザへの対策について、は原案のとおり決定しました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項、に移らせていただきます。

質疑は後ほど一括して行いたいと思いますので、まず、説明を求めます。

（1）平成20年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況、を議題といたします。
石井統括指導主事 それでは、私からは、平成20年度西東京市公立小学校児童の進学状況について、まず御報告を申し上げます。

平成20年度の卒業生数、小学校を卒業した者は1,611名でございました。そのうち、公立の中学校、校区内が1,172名、校区外が85名でした。市外の公立中学校への進学が24名、国立が2名、私立が301名、都外が12名、その他が15名となっております。その他の内訳につきましては、海外への進学が1名、都立の中高一貫校への進学が10名、特別支援学校中等部への進学が4名でございました。

続きまして、中学校生徒の進路状況になりますが、その下の表に記載をさせていただいております。まず、卒業生数が1,319名、都立高等学校が803名、国立高等学校が3名、私立高等学校が438名、都外が44名、専修学校21名、就職2名、その他8名となっております。8名の内訳は、進学希望で今現在未定が3名、家庭の事情が4名、留学が1名となっております。

以上でございます。

竹尾委員長 (2)平成20年度教育相談状況、を議題といたします。

南里教育相談担当課長 平成20年度教育相談状況、について御報告いたします。お手元に資料を配付してございます。

1、相談種別ごとの件数及び相談回数を記載してございます。

まず、一般教育相談、こちらは、教育相談センターに来室して行われる相談でございます。心理カウンセラーが相談に応じます。予約制で1回50分程度となっております。

電話相談、こちらは、原則として1回の相談で、継続して相談が必要な場合は来室相談へつなげております。

緊急・臨時相談、主に校長、教員からの相談、及び、子ども家庭支援センターや児童相談所など関係機関との連絡調整や相談でございます。

小学校派遣相談、心理カウンセラーを小学校に派遣し、行う相談でございます。スクールカウンセラーが配置されていない小学校17校に教育相談センターより教育相談員を派遣しております。

就学相談、こちらは、特別支援学校、特別支援学級への就学・転学、通級指導学級への入級について、就学相談員が行う相談でございます。保育園や学校等での行動観察も回数に含まれております。

次ページをお開きください。2、相談種別・主訴別集計表でございます。相談種別の件数、回数等を主訴別にまとめたものでございます。

右下のグラフ、3、相談種別・主訴別グラフでございます。2番の集計表を相談種別にグラフにしたものでございます。相談件数の上位10位までの主訴と、以下を上記以外の項目としております。全体的に相談について前年度と比較いたしますと、数に大きな変化はございません。相談種別の一般教育相談につきましては、近年、不登校に関する相談、主訴別で言いますと、不登校と適応指導教室入室関係の相談でございますが、こちらが件数としては最も多い状況でございます。傾向といたしまして、今年度は集団不適應という主訴が減りまして、学業不振の主訴が若干ふえております。これは、集団不適應の行動の問題の背景に知的や発達の問題が関係していないかという心配はあるものの、まず、勉強ができないという主訴をもって保護者の方が相談に来られることもあったかと推測できます。また、保護者と

子どもに対する相談というだけでなく、学校をはじめといたしまして、子ども家庭支援センターや児童相談所、また、福祉の部署や医療機関など、相談者を取り巻く環境や関係機関との連携調整も必要となるケースが依然として多くございます。相談内容も、主訴のみの問題ではなくて、さまざまな要素が複雑に関係していることも多く、また、来室相談は通常二、三年、長いケースは数年継続する場合もございます。ですので、ケースを受ける場合にはとても慎重に扱っております。

相談の受け付けと進め方につきまして簡単に説明させていただきますと、まず、新しく相談を受ける場合には、受付面接を親と子それぞれに行っております。その後、相談員の全体会議の中で話し合いまして、個々のケースの方針について慎重に協議、検討をいたします。相談に当たりましては、親御さんと子どもそれぞれ担当を決め、原則として1ケースにつきまして2人の相談体制で相談を行っております。その後も、状況の把握ですとか課題の整理など、毎週のグループ会ですとか全体会の中で定期的に事例検討を行っております。これらにつきましては適宜担当課長に報告いたしまして、重要案件につきましては教育長に報告する場合もございます。

以上、報告でございますが、あわせて、以前に委員よりいただきました御意見・御質問2点について御報告いたします。

1点目は相談のデータベース化についての御意見でございます。現状におきまして、相談者ですとか相談日、回数、在籍校などの基本情報に、主訴や相談経路等の情報を、アクセスを用いましてデータベース化しております。これは、主訴ですとか相談件数、個々の相談経過について統計的にまとめたもので、相談内容の詳細については個別にファイリングしております。データベース化によりまして、個別ファイルを検索しましたり、また、相談の一定の傾向ですとか現状の把握に役立つものと考えております。

2点目、携帯電話にまつわる相談についての御質問でございます。主訴別に区分しているため、詳細内容について明らかではございませんでした。確認いたしましたところ、直接的に携帯電話が原因で何らかの問題が起こっているという内容のものはございませんでした。ただし、携帯電話、いわゆるメールですけれども、それを道具としてメールを見せてからかわれたり、うわさされたという内容が含まれている相談はございました。これにつきましても通常の主訴に基づいた相談と同様に対応いたしております。

以上でございます。

竹尾委員長 （3）平成20年度公民館事業実績報告について、を議題といたします。

相原公民館長 平成20年度公民館事業実績報告について、お手元の資料により御報告させていただきます。

平成20年度の最優先事業といたしまして、平成19年度に引き続き保谷駅前公民館・図書館の開設準備に取り組み、平成20年6月29日に開館いたしました。

公民館の主な事業であります公民館運営審議会の運営、公民館市民企画事業、各館の主催事業や公民館の使用状況につきましては、お手元の資料で御説明いたします。

恐れ入ります。3ページをお開きください。3ページから5ページまでが公民館長の諮問機関である公民館運営審議会の会議内容でございます。月1回開催しております定例会では、

事業計画書・報告書などの報告、諮問事項、谷戸出張所の跡施設利用及び保谷公民館の名称変更などを協議しております。

恐れ入ります。6ページをお開きください。公民館市民企画事業の実施状況でございます。実施件数42件、実施団体30団体、参加者は会員、一般合わせて1,493人となっております。

恐れ入ります。8ページをお開きください。保谷公民館の事業実績でございます。

主催事業につきましては、障害者学級「くるみ学級」など18事業を実施いたしております。

サークル活動室の使用実績につきましては、恐れ入ります。10ページをお開きください。2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度の合計欄でございますが、活動室全体の利用件数は4,362件、利用率84%、延べ利用人数5万9,377人、一日平均利用者数171人となっております。

恐れ入ります。12ページをお開きください。田無公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、障がい者学級「あめんぼ青年教室」など16事業を実施しております。

サークル活動室の使用実績につきましては、13ページの2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度の合計欄、活動室全体の利用件数5,254件、利用率84%、延べ利用人数6万7,570人、一日平均利用者数195人となっております。

恐れ入ります。15ページをお開きください。芝久保公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、平和を考える講座「映像で見る、戦争の被災地・西東京」など13事業を実施しております。

恐れ入ります。16ページをお開きください。サークル活動室の使用実績につきましては、2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度の合計欄、活動室全体の利用件数2,831件、利用率54%、延べ利用人数2万8,048人、一日平均利用者数81人となっております。

恐れ入ります。18ページをお開きください。谷戸公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、谷戸子やってみ隊「スライムと綿あめを作ろう！」など16事業を実施いたしております。

サークル活動室の使用実績につきましては、19ページの2、公民館使用に関する事項、(2)利用度の合計欄、活動室全体の利用件数3,474件、利用率83%、延べ利用人数3万9,803人、一日平均利用者数115人となっております。

恐れ入ります。21ページをお開きください。ひばりが丘公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、簡単クッキング教室「食べ力をつけよう！」など14事業を実施いたしております。

22ページをお開きください。サークル活動室の使用実績につきましては、2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度の合計欄、活動室全体の利用件数4,078件、利用率65%、延べ利用人数4万6,645人、一日平均利用者数134人となっております。

恐れ入ります。24ページをお開きください。保谷駅前公民館の実績でございます。保谷駅前公民館につきましては、サークル活動室の利用が可能となりました7月1日からの実績

でございます。

主催事業につきましては、子どもいろいろ体験教室「取りたてのとうもろこしを畑で味わう」など17事業を実施いたしております。

サークル活動室の使用実績につきましては、25ページの2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度の合計欄、活動室全体の利用件数3,145件、利用率67%、延べ利用人数3万1,099人、一日平均利用者数120人となっております。

このような実績を踏まえ、今後も使い勝手のよい公民館運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

竹尾委員長 (4)平成20年度図書館事業実績報告について、を議題といたします。

奈良教育部主幹(図書館) 平成20年度図書館事業実績報告について、お手元の実績報告書に沿って要点を御報告させていただきます。

恐れ入りますが、1ページ目を御覧ください。2番目の図書購入費についてですが、図書購入費6,149万7,977円によって3万6,519冊の図書を購入いたしました。これによって7館全体の蔵書冊数は75万5,277冊となっております。

次に、4番目の貸出利用登録者についてですが、平成20年度現在の図書館利用者数は総数5万7,280人となっており、市民だけを見ますと、登録率は22.3%で、市民の5人に1人が登録されていることとなります。20年度の特徴は、保谷駅前図書館の開館に伴い、登録者が前年より増加しております。

2ページ目を御覧ください。市外在住登録者数の内訳につきましては、練馬区民の登録者数が前年度の2,488人から6,355人と2.5倍となっております。

5の(1)個人貸出冊数につきましては、年間の貸出冊数が245万940冊となりました。これは前年度に比べて約16万冊の増加、比率としては6.7%増に当たります。貸出数を市民1人当たりに換算すると12.6冊の貸出となります。

5の(2)の貸出方法別利用実績につきましては、平成20年度、ICタグ資料管理システムが開始され、導入した自動貸出機の利用率をあらわしたものです。3月現在、全館平均46.4%の利用がされております。

3ページ目を御覧ください。5の(3)のリクエストサービスにつきましては、受付件数約64万件、提供件数約55万件となっております。受付件数は前年度に比べ約11%の増加でございます。受付方法はウェブ予約が全体の約70%を占めております。また、提供につきましては、約95%の予約に対して所蔵している資料で提供しております。

4ページ目を御覧ください。8、行事に関する事項、児童対象行事は、開催延べ回数370回、参加者延べ人数5,691人でございます。成人対象行事は、開催延べ回数51回、参加者延べ人数200人、これは展示会を除いた人数でございます。

恐れ入りますが、6ページ目を御覧ください。13の利用者用インターネット端末の利用につきましては、台数は実施している館4館で2台ずつ設置しております。利用者数が1万1,554人、延べ利用回数は1万9,317回となっております。

以上、図書館事業実績について要点を報告いたしました。よろしく御願いいたします。

竹尾委員長 (5) 平成20年度菅平少年自然の家事業実績報告について、を議題といたします。

波方社会教育課長 平成20年度菅平少年自然の家事業実績報告について、御報告いたします。

実績報告書をお開き願います。1ページでございます。(1)の移動教室受入れでございます。20年度の移動教室受入れにつきましては、市立小学校全19校の受入れを行いました。利用人数は、引率者を含めまして、延べ人数で3,745人でございます。前年度との比較では、率にいたしまして9.4%、321名の増でございます。

2ページ目のほうをお開き願います。(2)の施設提供でございます。平成20年度の利用者の延べ人数でございますが、移動教室が3,745人、一般宿泊2,128人、合計で5,873人でございます。前年度との比較では、率にいたしまして10.7%、569人の増でございます。また、5市で構成する多摩北部都市広域行政圏協議会の施設相互利用につきましては、利用者数95人で、前年度比で、率にいたしまして9.1%、12人の増となっております。

それから、宿泊室利用率でございますが、夏期の5月から10月までの利用率は40.9%、冬期の11月から4月までの利用率は18.3%で、年間の宿泊室利用率は32.4%となっております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

宮田委員 まず、進学状況なんですけれども、この表を見ますと、だんだんと校区内の割合が減って、校区外ないしは私立学校等、特に、私立学校に行くのが18年度と比べますと約50名増えているわけです。ということは、どういうふうに分析をなさっているのでしょうか。

石井統括指導主事 本市だけの分析というのはなかなか難しいと考えているんですが、他市と比較しますと、大体、三鷹、調布、小金井、国分寺においても約2割が小学校の場合には私立に進学している状況がございますので、特に急激に増えているということは、各学校の校長先生にお伺いしたところ、感じてはいないような状況がございました。中学校においては、本市は、例えば、私立の高等学校で言いますと約3割でございますが、先ほどお話ししました近隣市でも大体3割から4割の間で進学をしている状況がございます。

以上でございます。

宮田委員 私はだんだんと増えているというところを注目しているわけですし、これは、ですから、場合によると、市内の中学校進学をやめて、結局私立に行っているということは、中学校がそれほど信用されていないのではないかというふうに見ることもできるのではないかということなんです、だんだんとそういう方向が増えているという事実から。一般的に割合どこでもそうだというよりも、だんだん増えているというところをもう少し考えていただくということなんですけれども。ですから、私としては、これはある種のフラストレーションといいますか、たまたまこの3年間でやや増えているというだけであって、そういう揺らぎの中に入っているんだよというのならいいんですけども、保護者の方々に市内の中学校

に対するある種の不信感があって、子どもたちをわざわざ高い私立学校に行かせているという状況がそうだとしたら、やはり相当改善点があるのではないかというふうに私は感じたから、そういうことを申し上げたのです。それはいかがでしょうか。

石井統括指導主事 確かに、今、委員御指摘のとおり、各中学校も、今、特色ある教育活動を進めておりますが、今後ますます私立学校に負けないような魅力ある学校づくりを進めていくことが非常に重要だと考えておまして、その件に関しましては、学校に対して支援を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 今の件ですけれども、小学校の小中の連携とか、そういうことであって、小学校の子どもたちが中学校と交流を含めたり、中学校の先生が小学校のほうに出前授業をやっていたりということで努力なさっていると思うのですが、小学校の先生方は地元の公立中学校に進学するようというふうな指導を多くなされているのでしょうか。

石井統括指導主事 地元の中学校に行きなさいという指導はちょっとなかなかできない現状があると思いますが、今、委員から御指摘いただきました、地元の中学校のよさを知らせるということは非常に重要だと思います。今、東小学校と明保中学校が小中連携を始めておりますが、これもやはり、地元の中学校のよさを地元の小学校の子どもたちにも知らせるという事業の一つだと考えております。

沼本委員 今、特色ある学校と言っておりますけれども、市内のそれぞれの公立学校はかなり特色・魅力ある。例えば、A中学校は情報の、そういうことについて特色を出していくとか、B中学校は環境の問題で特色を出していくとか、そういうふうな、公立学校の中でも最近特色ある学校と言われておりますが、そういう特色を強く出すことによって、小学校から中学校に行くときに、ああいう中学校だったら行ってみたいなと、そういうふうなことになるのではないかなと思いますので、そこら辺をもう少し中学校のほうも考えるようにしたほうがいいかなと思います。

宮田委員 特色の一つの例としてサジェスションといいますが、例を御紹介いたしますが、今は特に理科教育に対して大学のほうも非常に興味を持っております。いろんな大学が小学校、特に中学校と連携して、理科実験のおもしろさとか、その理論等を易しく大学教授がお話しするというようなことに対して、文部科学省のほうから予算がつくのです。そして、それぞれ中学校に学生さん呼び、教授が出張して行って、物を探求することのおもしろさとか自然の摂理の発見とか、そういうことをやっております。そういうことも私は特色あるということになると思いますので、是非大学と連携して、ある中学校は理科に大変力を入れていくというふうなことも教育委員会が率先して示すということもよろしいんじゃないかと思えます。

竹尾委員長 今、宮田委員から非常にいい提案があったのですが、どうですか。

石井統括指導主事 ありがとうございます。また検討材料の中に入れさせていただいて、頑張りたいと思います。

竹尾委員長 是非よろしく願いたいと思います。いろいろな特色があつていいと思

うんですよ。あるいはスポーツだっていいです。美術でもいいし、いろいろなもの。まあ絵かきさんだけを何百人つくってもしようがないですが、そういうことじゃないけれど、いろいろやって、学力についても積極的に応援をしていってほしいなと思います。

ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 今度は教育相談のほうに対する質問なんですけれども、データベース化して、ただデータベースを統計に使うのではなくて、こういうふうに訴えられてきたときには、いろんなケースが書いてあるそのデータベースを検索すれば、過去にどういうふうな処理をして、どういうふうにそれでうまくいったかということがわかると、全く同じかどうかはともかくとして、一つの指導の指針になると思っておりますので、内容についても是非御利用いただきたいというふうに思います。

それから、子どもに対する指導のような感じを受けたんですが、実は、多くの場合、親のほうに問題があるのではないかと私は感じておりまして、親の指導といいますか、親の悩みを解決してあげるといったような意味合いでの相談というのは、ここの統計の中でどこに入ってくるのでしょうか。しつけとか育て方ということに関しては親のほうがあるんですけれども、実は、心を閉ざしてしまうというのも、学校が悪いわけではなくて親が悪いというケースだってたくさんあると思うんですね。ですから、そういう意味合いでの親と家庭の中での問題が外から見ると登校拒否に見えたりとか、そういうケースというのが出てくると思うわけです。ですから、そういう統計というのはこの中のどこに入っているのかということなんですが、いかがでしょうか。

南里教育相談担当課長 まず、データベース化のことにつきましては、現状が完璧というわけではございませんので、委員の御意見も踏まえた上で、またよりよいデータベース化を目指していきたいと思っております。

また、2点目の御質問でございます。親の悩み、親に対する指導は主訴のどこに入るのかという御質問だと思いますが、こちらの主訴というのは、あくまでも御相談に来られた保護者の方がこの悩みを持ってきたということで統計をとっております。ですので、それぞれの主訴の中に分散していると考えられます。それで、委員おっしゃるとおり、教育相談というのは、子どもの育ちに関することですか、子どもの生きづらさを解決したいという、どうしたらいいのかという相談ということはもちろんなんですけれども、やはり、それ以上に、親御さんですとか保護者の方が悩みを抱えていたり、また、自分が置かれている環境にとっても苦しんでいたりするケースも多くございます。そのことが子どもにも影響を少なからず与えているという現状もございます。ですので、カウンセリングするに当たりましては、単に悩みを聞いて、それを共有して、助言するということではなくて、いわゆる相談者の保護者の方を取り巻く周囲との人間関係、そちらをどうやってか保つかという部分で、それをまず相談者と心理カウンセラーの間で築いていく、そういう形でまず始めて、その中で関係が築かれたところで、また家庭に戻ったときに、親御さんが、お子さんですとか家庭の御家族の方、それから、周囲の方等との関係がスムーズにいくようになる、そのような形で相談業務を行っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 教育相談のほうですけれども、この集計表の中のその他のところで虐待というのがありますが、一般教育相談の場合は、件数が2件で終結が2件ということですから、これは解決したということですね。あと、緊急・臨時相談5件、それから、小学校派遣相談21件ということになっていますが、これについて、具体的にはどういうふうなことですか。例えば、緊急・臨時相談を受けて、それが解決をすとかというふうには。虐待は、小学校のほうへ派遣しているのは214件ですね、かなり多いと思うんですが。派遣することによって大体解決したんですか。

南里教育相談担当課長 虐待についてですけれども、こちらは、関係機関との連携という形がとても重要になってきております。例えば、緊急・臨時相談、こちらにつきましては、申し上げましたとおり、学校ですとかの問い合わせもありますし、また、逆に、児相のほうから、こういう子どもについて、こういう御家族についてどうなんだという問い合わせも含めております。小学校派遣の部分の件数につきましては、先生からの御家庭の様子御相談とかも含まれておりますので、それらについては教育相談センターで解決できない部分もございまして、子ども家庭支援センターですとか、例えば福祉につなげるとか、あらゆる関係機関との連携を図りまして解決へと導くものでございまして。ですから、この中で、解決したと、終結したという形でお答えできる件数というのは、ちょっと資料の中では読み取れないものでございます。

沼本委員 虐待については、それぞれ困難な事例があったときに、ケース会議というのを持つことが大事だと思うんですね。それが、今、課長がおっしゃったような関係諸機関との連携になると思うんですね。ただこの問題についてはこの機関につなげるということではなくて、やっぱりケース会議、一堂に関係者が集まって、学校に集まるとか、そういうふうにして解決していくことがかなり早く解決するんじゃないかなと。そういう方策も少し練ってほしいなと思います。

それから、第2点なんですけど、これは違う問題です。不登校が相変わらずまだ多いわけなんですけれども、不登校と適応指導教室入室関係との関係なんですけど、一般教育相談をしたり、学校から不登校の問題が出たときに、適応指導教室のほうに入りなさいといいますが、その辺はかなり頻繁に行われているわけですか。

南里教育相談担当課長 まず、1点目のご質問でございます。ちょっと説明不足がございまして、申し訳ありません。虐待等につきましては、個々の事例に応じまして、例えば、教育相談センター、指導主事、学校、子ども家庭支援センター、それから、その他福祉関係の職員等を交えまして、ケース会議を開いております。そのように組織をもって対応しております。

それから、2点目の御質問でございます。不登校の相談というのはかなりたくさんございまして、やはり、適応指導教室を御案内するというようなケースも多々ございます。ただ、不登校という主訴で来られても、申し上げましたとおり、いろいろな要素が複雑に関係している場合もございまして、単純に適応指導教室に御案内するのではなくて、その問題の奥にあるものを見きわめるように相談を進めていくというケースもございまして。

沼本委員 わかりました。しかし、この不登校の問題と適応指導教室については、もちろん

西東京市も努力なさっていると思いますけれども、ほかの区市のほうでかなりいろんなことをやっていますので、そういうところで成果を上げているものを西東京に積極的に導入するということが大事じゃないかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 先ほど、特色ある学校ということがありましたけれども、今年はまだ予算が決まっているからあれなんですけど、今まで、それぞれの学校には研究協力校とかそういうようなことで予算が配分されていますね。先ほどの宮田委員のお話のように、いろんな面で特色を出せると思うんですね。私立が魅力あるというのは、ある面で特色があるから魅力があるわけなので、やっぱりそういう特色を公募して、できるだけ予算をそこに付けてあげることが大事だと思うんですね。例えば、スポーツで特色をつくる場合にもかなりお金がかかりますから、それを教育委員会のほうでバックアップしてあげる、予算をきちんとそれに充ててあげることが特色ある学校にもなるんじゃないかなと思うので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

宮田委員 それで、今のお話の先なんですけど、そういう特色のあることをやってもやらなくても、先生の給料とかボーナスが同じだったら、極端なことを言って、だんだんやらなくなっちゃうわけですね。私立大学は、入学料だとかいろんなもので、ある種の学校としてインセンティブが出てくるわけですね、大勢受験者が増えるとか。ところが、公立だとそういうことがないから、どちらかといえばプラスアルファで労力ばかり増えちゃうというような方向がもしそういう特色をつくり出さないとしたら、私は、そういうユニークなことをやった先生を処遇するような制度というのもお考えいただいたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですね。やはり、それなりにやると、あっちこっちに、例えば装置を借りに行ったりとかで、お金もかかったりするわけですね。それから、時間もかかったり、学校で教えていること以外の時間だっけかかったりするわけですね。そういうことに対するある種の手当みたいなものは是非教育委員会としてお考えいただくと、もしかしたらもっともっと活性化されていくんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

竹尾委員長 非常にいいことで、役所で言うと、職員の処遇の問題は非常に大きいんですよ。大きいと思います。それで、皆さんができる範囲というのは非常に幅狭いのですが、例えば、先生たちの給料は12カ月で昇給しますが、抜てきというのがあるでしょう。6カ月短縮とか9カ月短縮とか3カ月短縮とか、そして給料を上げていくという。そういうのを往々にして順番で配っていつか配っているところがあると思うんですよ。私が東京都にいたとき、随分それで苦勞をしましたので、それは改善していったのですが、指導課さんなり教育委員会で持っている非常に幅の狭い権限かもしれませんが、それをその中でいっぱい使ってやれるようにしたらいいなと。

それから、宮田委員の言った理科の問題。理科教育というのは、これもお金がかかりますよね、実験設備とか。そういうのは熱心な学校に予算配分でインセンティブをつけてあげるというようなことを、少しでも一歩でも二歩でも前向きというのか、そういう運営をしてもらえればありがたいなと思うのですが、よろしいですか、そういうようなことで。

宮田委員 設備なんかについて言えば、50万円まで1件について国が出すんです。ですが、処遇は変わらないものですから、それはこちらでちょっと、何と言ったらいいんでしょうか、やったらと思っております。

竹尾委員長 それと、宮田委員がおっしゃったことで、国のほうで1件50万円という貴重なお金ですよ。50万円のそういう補助制度があるんだよということを学校の先生たちにもっと情報提供するという。知らないでいる先生も多々あると思うんですよね。人間ですから、安直に毎日生きているほうが楽だよと、首になるわけじゃないというふうに考える先生もいると思いますが、やはり熱心な先生はいるのですから、そういう先生を支援してあげるということを是非お願いしたいなと思います。

この間、授業公開があって青嵐中学校へ行ってきたんだけど、理科のなかなかおもしろい、熱心ななるほどなどと思うような授業をやっている先生がおりましたから、そういう先生は支援してあげたいなと思いますね。

前島教育指導課長 教員の処遇については、毎年、業績評価というのを校長が上げていて、学習指導や学校運営に功績のある先生について上位の評価をつけますと、当然、給与面の処遇に影響してきます。また、あと、職層も大分分かれてきて、今まで校長、副校長と一般の教員だけだったんですけど、主管職ができて、今年度から主任職ができて、やはり処遇面で、その立場で職務を遂行していただくという責任の重さによって、当然、給与表が変わってきましたので、そういった意味で言えば、以前の学校に比べましてそういったところは反映されているというところがありますが、委員の御意見のところについて、また検討させていただければと思っております。

竹尾委員長 よろしくお願いいいたします。

ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 次の質問でよろしいでしょうか。

公民館は大変よく利用されているということで、83%とかですね。最後の駅前公民館は、できたばかりなので、利用率がまだ低いのはやむを得ないと思うのですが、すごく有効利用されているんだなというふうに改めて感じました。

私は、公民館についてはそういうことでして、質問のほうは図書館のほうにございまして、まず、本をたくさん6,000万円もお買いになったというのは大変結構だと思います。ただ、実際、紛失率というのもあると思うんですね。それが何%でどれくらいやっているのか。それから、どんな本がよく読まれているのかということ。そして、3番目は、5人に1人が登録されているというお話があったのですが、今度は、市民1人当たり換算すると12冊というお話がありましたね。そうしますと、登録している人は5人に1人で、市民1人当たりが12冊ですから、1人は年間60冊借りているという、計算上ですけど、なります。ですから、どういう本を皆さんが読んでいるかというようなことをお話しただけるとありがたいと思いますか、質問でございます。

奈良教育部主幹(図書館) 一つ目の紛失率何%というお話なんですけど、ただいま、5月から6月にかけて、全館で蔵書の点検をしております。去年、ICタグシステムのほうの変換がありましたので、蔵書点検をしていなく、在庫の状態が精査されていません。今年度、初

めのICタグを使った蔵書点検をし、6月の末には出てきますので、また7月には御報告ができるかと思っておりますので、少々お待ちください。

宮田委員 普通は、本は備品で財産ですよ。

奈良教育部主幹(図書館) 消耗品です。

宮田委員 そうですか。国立大学では財産なので、除却というのをきちっとしないと大変な問題になるので、それでお聞きしました。消耗品ですか。わかりました。

奈良教育部主幹(図書館) もう一つのよく読まれる本等についてなんですが、こちらのほうは、毎年「図書館概要」というのを出しておりまして、そこにその年度のよく読まれた本というのをベスト20ほど載せておりますので、それは市民の方に毎回提供しています。

宮田委員 例えばどんな本ですか。私はちょっとそれを見ていないので。

奈良教育部主幹(図書館) 今年度は、読み物は小説類が多いですね。映画化されたものとかテレビ化されたものとか、そういったものが多いと思います。ちょっと書名を確実に把握しておりませんので、申し訳ございません。あとは、インターネットですとか、館内の検索の機械でも御覧になることができます。

宮田委員 ですから、6,000万円を投資したときには、そういうあるものに基づいて、市民の要望に全部こたえることがいいかどうかは、また、もう少し哲学書があってもいいと思うんですけども、そういうようなやり方なるべく有効に使っていただきたいと思います。

竹尾委員長 是非お願いをいたします。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項、を終わります。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。

教育委員会全般につきまして、何か御質問、御意見がございましたら、お受けしたいと思います。 質疑を終結します。

以上でその他、を終わります。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 1 時 1 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員